

VI 関 係 資 料

「島根県雇用対策計画」の概要

趣旨

「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けて、地域産業で必要とされる人材の確保・育成・定着を進めるため、「島根創生計画」を踏まえ、取り組む事業を体系的にとりまとめて策定する。

背景

- ・少子高齢化による生産年齢人口減少
- ・若年者の進学・就職による県外流出
- ・県内外企業の採用意欲の高まり、県内有効求人倍率が3年以上1.5倍を超えている
- ・新卒者の就職後3年以内の離職率が高止まり

課題

- ・企業の求人増加に伴う人材不足対策
- ・若年者の県内就職促進
- ・生産年齢人口減少に対応した、女性・高齢者・障がい者等の多様な人材の県内就職促進
- ・魅力ある職場環境整備と就業者の定着支援

基本的な方向

- 1 多様な就業の支援
- 2 働きやすい職場づくり
- 3 地域産業が必要とする人材の育成

施策の方向性

1. 多様な就業の支援

(1) 若者の県内就職の促進

① 島根を愛する人づくり

- ◆ 主な取組
 - ・「地域協働スクール」の実現
 - ・地域資源を活用した特色ある教育の推進
 - ・島根を愛する多様な人づくり
 - ・高大連携の推進
 - ・県内高等教育機関での地域を担う人づくり

② 高校生・専修学校生・大学生等の県内就職の促進

- ◆ 共通の取組
 - ・生徒・学生・保護者・教員への情報発信、企業との交流機会の提供
 - ・企業の情報発信力の強化
- ◆ 専修学校、大学等の取組
 - ・多様な情報の発信
 - ・インターンシップの実施
 - ・外国人留学生の県内就職の促進

- ◆ 県内大学等の取組
 - ・県内大学と企業、県等がコンソーシアムを設立し、県内学生の県内就職を促進

③ 若年女性の県内就職の促進

- ◆ 主な取組
 - ・若年女性向け情報発信の強化

(2) 女性、高齢者、障がい者等の県内就職促進

- ◆ 主な取組
 - ・女性の多様な働き方を促進
 - ・高齢者の地域での活躍促進
 - ・障がい者が活躍できる就労の促進
 - ・若年無業者等に対する就業支援
 - ・社会人のUターン人材の確保を促進
 - ・外国人を雇用する事業者等への支援

2. 働きやすい職場づくり

(1) 魅力ある職場環境の整備と人材の定着支援

- ◆ 主な取組
 - ・魅力ある職場づくりに取り組む企業等への支援
 - ・人材育成等の支援
 - ・多様な働き方を選択、実現できる職場づくりを支援
 - ・労働者への相談対応等

(2) 在職者のスキルアップ支援

- ◆ 主な取組
 - ・研修等機会の充実、技能の振興

3. 地域産業が必要とする人材の育成

(1) 若者の職業能力開発等(キャリア教育支援)

- ① 教育機関でのキャリア教育・人材育成
 - ◆ 主な取組: 1(1)①の取組
- ② 高等技術校等での人材育成
 - ◆ 主な取組
 - ・職業能力開発施設における職業訓練
 - ・高等技術校等を活用した職業・技術教育の実施
- ③ 技能の習得促進
 - ◆ 主な取組
 - ・学校在学中の技能検定、競技会への参加促進

(2) 社会人リカレント教育・訓練の推進

- ◆ 主な取組: 大学等で行う専門職員向けリカレント講座

(3) 求職者の職業能力開発を通じた就職促進

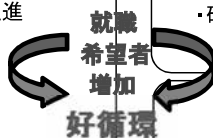
- ◆ 主な取組: 施設内訓練、委託訓練

(4) 障がい者の職業能力開発

- ◆ 主な取組: 施設内訓練、委託訓練

(5) 伝統技能の継承

- ◆ 主な取組: 島根の職人育成、職人技活用促進



育成種別の取組人材確保

- ① 製造業
理工系大学等との連携による人材確保とものづくり産業の専門人材の育成
- ② ソフト系IT産業
将来を担うIT人材の段階的な育成と県外IT人材の確保
- ③ 観光関連産業
職業訓練や研修による観光関連産業の人材確保・育成と観光関連事業者の職場改善
- ④ 建設産業
建設業の魅力発信による人材確保・定着と女性の活躍推進、新技術導入への対応
- ⑤ 農林水産業
 - <農業> 農林大学校の機能拡充、経営サポート等により担い手を確保
 - <林業> 農林大学校の教育内容充実・定員増、就労環境の改善等により担い手を確保・育成
 - <水産業> 新規就業者への研修、技術のレベルアップ等による経営の安定化により人材を確保
- ⑥ 医療・福祉・介護分野
 - <医療> 看護職員の養成・確保・定着の推進と質の向上
 - <福祉> 保育士の確保・定着支援、保育所等の環境改善
 - <介護> 介護職のイメージアップ、多様な人材の確保、資格取得や介護ロボット導入等による定着支援

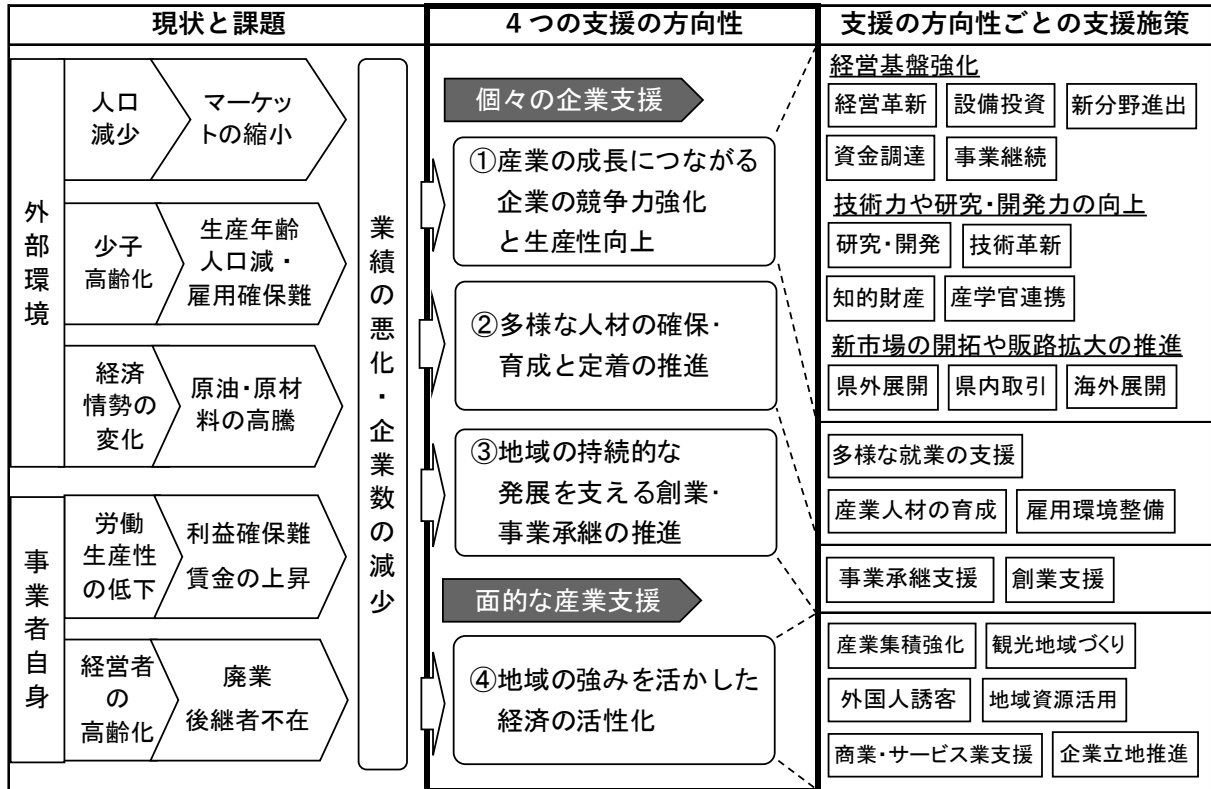
島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(令和2年度～6年度)の概要

■ 県内の中小企業は、全企業数の99.9%、従業員数の92.5%(平成28年経済センサス)を占め、**県内の経済と雇用の中心的な担い手**であるとともに、**地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在**

■ 平成27年12月に制定された**島根県中小企業・小規模企業振興条例**に基づき、中小企業・小規模企業に関する施策の**総合的かつ計画的な推進**を図るため本計画を策定

■ 県では、中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、次の**4つの支援の方向性**のもと、企業の**自律的な経営の確立と持続・成長・発展**に向けた支援を展開

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



☆支援する上での配慮事項

- ・ 小規模企業への対応
- ・ 中山間地域・離島地域への対応
- ・ 官公需の対応

各施策は、**条例第11条**に掲げられた13の基本方針に整合

2. 特に力を入れる支援のポイント(令和2年度～)

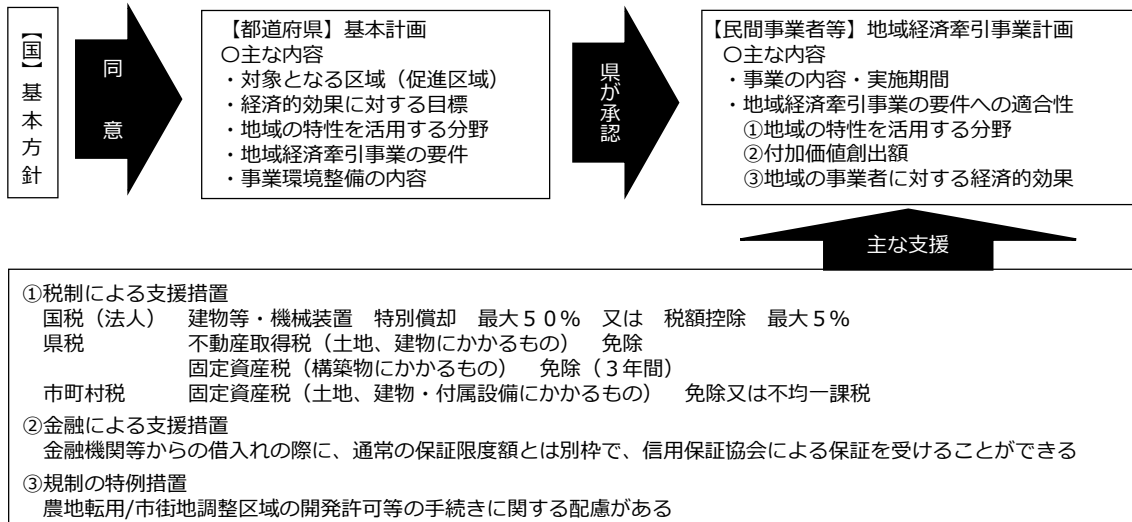
近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は年々目まぐるしく変化するため、当計画では**短期(1～2年程度)**で、以下のような**支援のポイント**を追加設定し、その時々合った**中小企業の課題に柔軟に対応**
 なお、『物流2024問題』を見据えた対応』を令和6年度に追加

①生産性向上に向けた支援 (R2 [〃])	②人手不足への対応支援 (R2 [〃])	③事業承継の支援 (R2 [〃])	④事業再構築に向けた支援 (R3 [〃])
新商品開発による事業拡大や設備投資による業務改善などの取組を、経営・技術・販路・人材育成の総合的な支援施策により支援	若者の県内就職や、女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の就業・活躍、職場環境の改善による定着等を促進	経営者に対する啓発から、案件の掘り起こし、後継者の確保、事業承継計画の策定、フォローアップまで、円滑な事業承継を支援	新型コロナウイルスに対応した事業への転換や、既存事業から異分野への進出などを図る取組を支援
デジタル化の推進に向けた支援 (R4 [〃])	「物流2024年問題」を見据えた対応 (R6 [〃])	第三者承継の支援 (R3 [〃])	次世代産業分野への参入支援 (R5 [〃])
デジタル化推進に向けて経営者の意識改革、人材育成、設備投資等を支援	物流2024年問題の普及啓発を進めるとともに、物流効率化に向けた取組等を支援	事業統合等の第三者承継の支援を強化し、地域経済の維持・継続を図る	今後成長が期待される次世代産業分野(グリーン、次世代モビリティ、ヘルスケア)への参入を支援

第2期島根県未来投資促進基本計画の概要

第2期島根県未来投資促進基本計画は、地域未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号））に基づき、本県の特性・強みである「機械金属関連産業」、「電気・電子関連産業」、「食品関連産業」、「木材・住宅関連産業」、「繊維・資源循環関連製造業等」、「農林水産・運輸産業」、「情報関連産業」、「観光関連産業」「ヘルスケア関連産業」、「環境・エネルギー産業」分野において、成長性の高い新産業への参入や生産性の向上による付加価値の創出を促し、地域経済への波及効果をもたらす取組を支援するものである。県、関係市町村、学術機関、経済団体、産業支援機関が一体となり、推進していくための基本的な方向や方策を示している。

なお、本計画は、令和5年度に国が策定している「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」が改正されたことに加え、平成29年度に策定した、島根県未来投資促進基本計画（前計画）の計画期間が令和5年度末に終了したことから、第2期と位置づけ、策定したものである（令和6年4月1日国同意）。



第2期島根県未来投資促進基本計画概要

前計画との変更点

以前（H29～R5）の3つ計画（①成長ものづくりほか・②農林水産、③観光）を統合。国の基本的な方針の改正を踏まえ、県が実施するGX・DX促進支援等の制度・事業環境整備項目を追加。

計画のポイント

- ・高度な機械金属加工技術等をもつ製造業の集積を活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用に創出する。
- ・豊富な観光資源や農林水産資源を活かした先進的な取組を支援することで、他の産業にも高い経済的波及効果をもたらし、地域経済の好循環を図る。

促進区域

島根県全域

経済的効果の目標

1件当たりの平均1.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に30件創出し、これらの事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で50億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑩のいずれか）】

- ①機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤パルプ、繊維、エネルギー関連、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑥豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野【統合・新設】
- ⑦情報関連産業の集積を活用したデジタル分野
- ⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野【統合】
- ⑨医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野
- ⑩恵まれた自然環境やエネルギー賦課量を活用した環境・エネルギー分野【新設】

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,913万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 売上げ：8%増加 ●取引額：8%増加 ●雇用者数：1.1%もしくは5人増加
- 雇用者給与等支給額：1.9%もしくは5百万円増加

地域経済牽引支援機関

（公財）しまね産業振興財団、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県立農林大学校、（公社）島根県観光連盟 等

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・情報処理の促進のための環境の整備、事業者からの事業環境整備の提案への対応 等

計画期間

計画同意の日から「令和10年度末日」

